

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急小口資金等特例貸付の受付期間を12月末まで延長します

緊急小口資金、総合支援資金ともに受付期間を12月末まで延長します。

総合支援資金特例貸付の3か月を超える貸付延長申請の受付は、従前どおり受付期間まで、延長1回です。

10月以降の総合支援資金の申請は、【償還開始までに自立支援相談機関からの支援を受けること】への同意が前提です。

なお、10月以降の申請分についても、【償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯】の償還を免除することができることとしています。

※労働金庫・取扱い郵便局の受付は9月末で終了しました。

貸付の内容は、社協だより5月号・7月号をご覧ください。

相談に来られる際は、電話予約をお願いします。

■相談・受付窓口

社会福祉法人 別海町社会福祉協議会

TEL：0153-75-2148